

I 税務行政を取り巻く環境の変化と課題

新しい発想の税務行政が求められている

本日のテーマは大きく分けると次の二つです。

一つ目が「税務行政を取り巻く環境の変化と課題」で、税務行政を巡る中長期的な環境変化と、そうした変化に対して国税庁がどのような方針で対応しているかとしていくかを説明します。

二つ目が「制度改正への対応」ということで、国税通則法や消費税法の改正、あるいは社会保障・税番号制度など、法

律や制度の改正に対し国税庁としてどのような対応していくのかを説明します。

まず、図1をご覧ください。中央の「税務行政」を取り囲んでいる楕円が環境変化として考えられる要素です。少し細かい分類になってるので私なりに整理をすると、大きく次の三つのグループに分けられると思います。

一つ目のグループが経済のグローバル化に関するもので、「クロスボーダー取引の増加」、「情報交換ネットワークの拡充」、「国際的租税回避への対抗姿勢の強化」が、これに当たります。現在直面している問題として、商取引が国内だけで

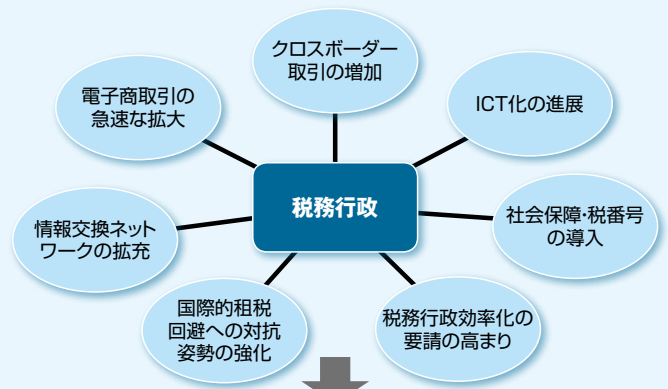
国税庁長官 稲垣光隆

最近の税務行政の課題と対応

国税庁長官の稲垣光隆氏を講師に迎え、電子商取引や国際的租税回避、あるいは消費税転嫁や社会保障・税番号制度の導入など、税務行政の課題と対応について語っていただいた。

■とき：平成25年6月21日(金)

図1 税務行政を取り巻く環境の変化と課題 (講演資料より)



納税者のコンプライアンス(自発的な納税義務の履行)を維持するため、税務行政に関する国際的な潮流も踏まえ、

- ①国際的租税回避をはじめ課税逃れ等が生じやすい分野での取組を強化しつつ、
- ②より効率的・効果的にコンプライアンスを向上させる手法を追求する必要

なくクロスボーダーで行われる、あるいは財産が海外にいつて見えなくなっていくという点が挙げられます。さらに、大企業を中心にした国際的な租税回避も生じています。

二つ目のグループが、ICT化に関する「ICT化の進展」、「電子商取引の急速な拡大」ですが、ICT化には二つの側面があると思います。

一つは、ICT化や電子商取引の拡大によって、取引実態が分からなくなってきたことです。従来はモノやカネが動け



稲垣光隆(いながき・みつたか)氏

昭和55年大蔵省(当時)入省、60年仙台国税局白河税務署長、平成13年主税局調査課長、同税制第三課長、主計局総務課長、東海財務局長、主計局次長、関税局長を歴任、25年4月国税庁長官に就任。

ばその動きをとらえることができたのですが、サイバー空間ですべて完結してしまつと、その取引実態がわからないケースが増えてきました。例えば、楽曲や電子書籍のダウンロードといった取引がクロスボーダーで行われると、消費税の課税をどうするのかといった問題が発生します。

しかしその一方、ICT化は効率化という面で誰もがその恩恵にあずかっており、国税当局にとってもマンパワーを補う力強い武器となっています。

三つ目のグループが、事務の効率化に

界各国の税務当局にとっても大きな課題となつていきます。

こうした三種類の環境変化に対して、国税庁としては、納税者のコンプライアンス(自発的な納税義務の履行)を維持するため、税務行政に関する国際的な潮流も踏まえ、①国際的租税回避をはじめ課税逃れ等が生じやすい分野での取組を強化しつつ、②より効率的・効果的にコンプライアンスを向上させる手法を追求する必要がありますと考えています。

つまり、これまでとは違う新しい税務行政、もう一段階ステップアップした税

務行政を展開していかなければならないのです。

調査によらない納税義務の履行が重要に

次に、国税庁の職員数の推移について見ますと、ご存じのとおり平成元年に消費税が、また平成四年には地価税が導入されたため、平成に入ってからかなりの増員がありました。ピーク時の平成九年度には約五七二〇〇人の職員を抱えており、これは平成元年度の約五四四〇〇人と比べ二八〇〇人ほど増加していることとなります。

平成十年度以降は厳しい行財政事情もあり減少が続きましたが、平成十九年頃から「徴税や治安、CIQ(税関・出入国管理・検疫)に係わる職員は減らすべきではない」という意見もあり、数年間微増となりました。しかし平成二十四年度以降は再び減少に転じ、特に平成二十五年度は三三八人という大幅減となっています。

現在の約五万六千人という職員数が多或少ないかという点は、様々な意見があると思います。国家公務員は自衛官や国会職員、裁判所職員などの特別職を除くと三十万人弱おりますが、実は国税庁職員はそのうち六分の一以上とかなりの

割合を占めています。こうした現状の中では、大幅な定員増はなかなか難しいのではないかと、というのが正直なところだと思います。

一方、国際比較をしてみると、例えばイタリアでは人口が約六千万人と日本の半数なのに対し、税務職員は約三万三千人と日本に比べ大きな割合となつていきます。さらにイタリアには税務警察という組織が別途あり、そこにも約七万人の職員がいるそうです。ただこの組織は厳密には軍隊の系統だそうで、自動小銃で武装し調査先へ乗り込んでガサツと徴収するという、我々からすると少々荒っぽい調査もしているようです。これと比べれば、日本の人員はむしろ少ないと言えるかもしれません。

では、こうした人員の中でどれくらい税務調査ができているか、いわゆる実調率の推移についてご説明します。平成元年には法人で八・五%、つまり、平均すれば一つの会社について十数年に一度の割合で調査をしておりましたが、それが二十三年では四・三%と約半分、およそ四半世紀に一度という割合になっていきます。個人についても平成元年の二・三%に対し二十三年は一・四%。この数字が大きく改善するかというと、先ほど申し上げた事情もありなかなか難しいのでは

ないかと考えています。

今後、国税庁としてしなければならぬのは、一つは調査の重点化・効率化、つまり調査必要度の高い先を的確に選定していくこと。もう一つは、調査によらない手法によって効果的、効率的に税務コンプライアンスを向上させ、自発的な申告・納税意欲を高めていくこと。この二つに取り組んでいかなければならないと考えています。

(1) 国際的な租税回避への対抗

各国を悩ませる多国籍企業の租税回避

なぜ近年国際的な租税回避の問題がクローズアップされているかというと、欧米では金融危機の影響で財政事情が悪く、皆が苦しんでいる状況の中で大企業が税を逃れているのではないかとという不公平感が政治的な声になっていくからです。

例えば、世界的コーヒーチェーンのスターバックス (Starbucks Corporation) の英国法人は、法人税をほとんど納めていなかったことが昨年発覚し、不買運動を起こされた上、経営幹部が英国議会に呼ばれました。他にもアメリカのアップル (Apple Inc.) がアイルランドに利益を移転し税制の違いを利用した租税回避

を行ったため、こちらもアメリカの議会に経営幹部が呼ばれています。さらに、アマゾン (Amazon.com Inc.) やグーグル (Google Inc.) とつた多国籍企業の租税回避も問題になっていきます。

もちろん国際的な租税回避を巡る問題はこれまでも大きなテーマでしたが、エポックメイキングとなったのが二〇〇九年四月に行われたロンドンサミット首脳宣言でした (図2)。

ここではOECD (経済協力開発機構) 事務局からタックス・ヘイブンのリストが公表され、国際的に濫用的な租税回避に対抗していくことが共通の課題だということが強く認識されました。そして、こうした国際的圧力を利用して、いわゆるタックス・ヘイブン国に対して様々な要求をしていくことになりました。

さらに、今年の五月には、四十五カ国の税務長官が一堂に会する税務長官会議がモスクワで行われました。その最終声明はかなり意気軒昂で、一部を紹介すると「国際的な脱税及び濫用的租税回避に断固として対抗する。脱税者及びこれを手助けしている者に対するメッセージはシンプルである。どれほど必死に隠そうとしようが、我々は必ず見つけ出す。」と、こうした声明にしては警告文書のような非常に力強い文章になっています。それ

経済のグローバル化が進展する中で、巧妙化・深刻化する国際的な租税回避への対抗(オフショア・コンプライアンスの強化)は、各国共通の課題。

●2009年4月 ロンドンサミット首脳宣言

タックスヘイブンを含む非協力的な国・地域に対する措置を実施する。我々は、財政及び金融システムを保護するために制裁を行う用意がある。銀行機密の時代は終わった。我々は、税に関する情報交換の国際基準に反しているとグローバル・フォーラムによって評価された国のリストを本日経済協力開発機構(OECD)が発表したことに留意する。

●2013年4月 20か国財務大臣・中央銀行総裁会議(於ワシントンDC)声明

(パラ14)特にタックスヘイブンをや非協力的な国・地域を通じたものを含め、国際的な租税回避及び脱税の問題に対応するために一層行動する必要性がある。

●2013年5月 OECD税務長官会議(於モスクワ)最終声明

我々は一体的な行動を行うことを合意し、団結して税務行政の効率を向上させることを決意するとともに、国際的な脱税及び濫用的租税回避に断固として対抗する。

脱税者及びこれを手助けしている者に対するメッセージはシンプルである。どれほど必死に隠そうとしようか、我々は必ず見つけ出す。

●2013年6月 ロック・アーン・サミット首脳宣言

(講演資料より)

くらい、各国の税務当局が問題視している証拠とも言えるでしょう。

さらに、六月にはイギリス・北アイルランドのロック・アーンでG8サミットが行われました。その首脳コミュニケ(仮訳)では「税源浸食・利益移転に取り組みため、また、あらゆる多国籍企業が低税率の国・地域に利益を人為的に移転す

ることによって支払う税の総額を削減することを国際的な及び自国の課税ルールが許容又は奨励しないようにするため、共に取り組むことに合意する。」(抜粋)と発表されました。その他、多国間及び二国間における自動的な情報交換システムを全世界的に作っていくことなどが提唱されています。

税源浸食と利益移転、略称をBEPS (Base Erosion and Profit Shifting)と言いますが、これが特に問題となっていています。

簡単に説明しますと、脱税や法律違反ではないけれど、国際的な法律の不備をついて税金を逃れることで、典型的なのは先ほどもお話ししたアップルの例です。アメリカでは法人として登録されていない企業には課税されず、一方アイルランドでは実質的にオペレーションをしているかどうかで法人税が課税されるかどうかを判断する税制になっているようですが、アップルはそうした税制の違いを利用してどこらの国でも法人税を納めていませんでした。

こうしたスキームに国際的に対応していくため、OECDの租税委員会ではBEPSに対抗するプロジェクトを立ち上げており、六月中には行動計画を決めることが決まっています。

オフショアにおける脱税情報を共有

BEPSは制度的な不備が原因でしたが、次は脱税等への対応です。先ほどお話ししたロック・アーン・サミットのコミュニケの中でも自動的な情報交換について触れられていましたが、OECD税務長官会議の最終声明では「我々は自動的な情報交換への関心の拡大を歓迎し、今後の基準となることが期待される自動的な情報交換に向けて取り組む」こと、また「オフショアにおける脱税の発見において条約相手国と情報を共有する」ことを宣言しています。

それに関して、より具体的な話も進んでおり、例えばアメリカ、イギリス、オーストラリアの三か国が、タックス・ヘイブンに関する膨大な情報を入手しており、三か国で共有したいとの申し出がありました。

我が国も、タックス・ヘイブン地域にある企業で、住所等から日本の事業者だと思われる企業の情報を入手することができました。さらに、そうした情報を入手したことを公表したのですが、これは私どもとしては異例なことです。国際的に協調しているということを内外にアピールするという目的からあえて公表したのですが、マスコミの方々も驚いていたようです。

いずれにしても、現在担当部局で情報の分析を開始しており、国際的な課税逃れ、あるいは後ほどお話しする国外財産調査の提出義務者の把握などで活用していきたいと考えています。

(2) 多様な手法による効果的・効率的なコンプライアンス確保

納税者の自主性・協力関係を重視

税務調査は重要ですが、税務行政全般の効率化・合理化を進める上でそれだけでは不十分ということで、各国が様々な手法を組み合わせた税務行政にシフトしています。

その例が「自主コンプライアンス・プログラム（自主開示）」、「コンプライアンス・リスクに応じた接触体系」、「納税者との協力関係の構築」の三つです。

「自主コンプライアンス・プログラム」についてはアメリカ、イギリス、フランス等で既に行われていますが、国外に所得や預金口座がある納税者が、その情報を税務当局に対して自主的に開示し、かつ過去に遡って追加の税額を納付した場合はペナルティの減額、免除をするという仕組みです。いわば、刑法の「自首」に当たりますが、この方法が日本でも効

果的であるかどうかについては議論の余地があるところです。

「コンプライアンス・リスクに応じた接触体系」とは、実地調査だけではなく書面調査も組み合わせること。分かりやすく言えば、不正をしている可能性、怪しさの程度に応じて調査のやり方を変えるということです。

「納税者との協力関係の構築」ですが、例えばオーストラリアでは事業の開始・廃業などの際に訪問や電話によるきめ細かな記帳・申告支援をしたり、税務当局のホームページを通じて様々な自己点検ツールや情報の提供を行っています。

我が国でいうと税務相談や記帳指導がこれに当たると思いますが、こうした取組についても、税理士の皆さまのご協力も得ながら引き続き実施してまいります。

(3) これからの我が国の税務行政

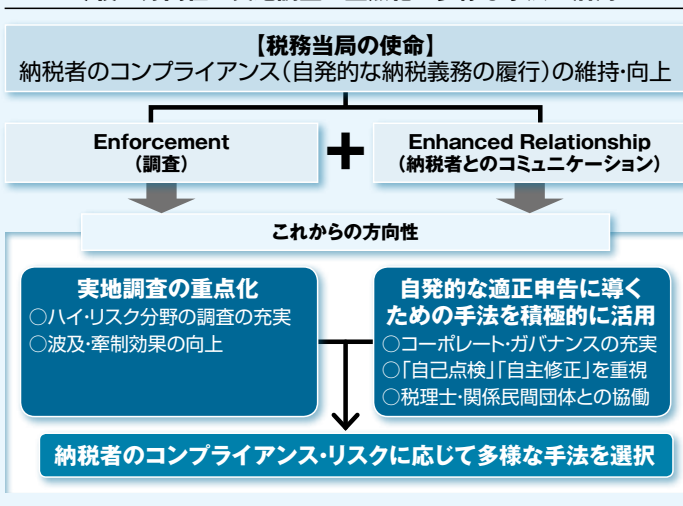
大企業のコンプライアンスを重視

我が国における今後の税務行政ですが、税務当局の使命として「納税者のコンプライアンス、つまり自発的な納税義務の履行の維持・向上」を掲げています。そのためにはEnforcement（調査）とEnhanced Relationship（納税者とのコミュニケー

ション）が必要であるとの方向性を打ち出しています（図3）。

まず調査については「実地調査の重点化」をキーワードとしています。「海外・クロスボーダー」、「富裕層」、「無申告」、「消費税」と四つの要素を設定しており、複数の要素にまたがっている課題に事務量を重点的に投下するわけです。例えば「国外所得・国外資産の隠匿」という問題は「海外・クロスボーダー」、「富裕層」、「無申告」といった要素が含まれるので、「ハイ・リスク分野」として重点的な調

図3 これからの我が国の税務行政（講演資料より）
～今後の方向性＝実地調査の重点化＋多様な手法の活用～



査の対象となります。

当然、それだけ多くの事務量を投下した分野については、他の納税者のコンプライアンス向上にもつながるように、波及・牽制効果の最大化を追求します。

他方、納税者とのコミュニケーションでは、自発的な適正申告に導くための手法を積極的に活用することが重要です。その手法には、主に大企業におけるコーポレートガバナンスの充実や、諸外国で行われているような「自己点検」、「自主修正」の重視、そして税理士・関係民間団体との協働などがありますが、特に大企業におけるコーポレートガバナンスを通じたコンプライアンスの向上についてはかなり力を入れて推進しています。

ガバナンスが良好なら調査間隔の延長も

なぜ大企業のコンプライアンスなのかというと、理由は大きく三つあります。

一点目は量的な問題で、大企業は売上規模も申告納税額も大きいということです。

二点目は、国税当局側の問題ですが、大企業の調査は非常に手間がかかり多くの人員を要します。国税局調査部の特別国税調査官(特官)では平均五名の調査班が三ヶ月から半年くらいかけて調査を

するので、この事務量をできるだけ節減したいということがあります。

三点目は、大企業の場合、親会社が不正を行っているとその企業グループ全体の税務コンプライアンスに問題が生じてきますし、ましてその地域や業界を代表しているような場合、下請け会社も含めて当然悪影響があるからです。そうした意味からも、大企業にはコンプライアンスを守っていただきたいということです。コンプライアンス確保のためには、コーポレートガバナンスの充実が非常に効果的ですが、簡単なものではありません。経営トップからすれば、各支店や工場、あるいは海外子会社など、見えないところで不適切な経理処理等が生じかねないという難しさがあるからです。

これは税務以前のマネジメントの問題ですが、まずはトップがコンプライアンスの確保を意識した経営をしていくことが重要であると思います。それによって国税当局にとって調査の重点化が可能になると同時に、企業にとってのメリットにもつながります。仮に調査となればその対応で人員を割く必要があり、場合によっては加算税など税負担が生じる可能性もあります。コーポレートガバナンスを徹底することで、そうしたデメリットを防ぐことができるわけです。

平成二十三年五月からは、経団連や法人会等、大企業のトップマネジメントが集まる会合等を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの説明会を開催しています。個別企業に対しても、平成二十三年七月から全国国税局調査部の特官所掌法人について、調査の機会にコーポレートガバナンスの状況を確認してその状況を判定し、調査終了時にトップマネジメントと面談してコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて意見交換をしています。

国税局としては、コーポレートガバナンスの判定結果を調査事務運営に活用していくこととしており、ガバナンスの状況が極めて良好な場合には、過去の調査において大口・悪質な是正事項がないことなどを勘案して、調査間隔を延長させていただく措置を行うこととしました。

その際、調査を省略する予定の年度において、申告後に税務リスクの高い取引について自主的に開示していただき、私どもが適正処理であることを確認させていただくこととしております。また、将来的には、納税者が申告前に税務リスクのある取引を国税当局に自主的に開示し、その処理方法を両者で合意を図るという事前開示制度の取組についても検討していきたいと考えています。

書面添付と意見聴取制度を充実していく

大企業におけるコンプライアンス確保についてご説明いたしました。次は全体的な話です。私どもでは、自発的な適正申告をしていただくために、諸外国の例も参考にしながら多様な手法の活用を検討しています。具体的には、『未然防止』、『再発防止』の取組を支援と『自発的な事後修正』を促進です。

「未然防止」「再発防止」は言うまでもなく予防的な措置ということで、例えば申告前の自己点検やチェックリストの活用、あるいは外部機関によるチェックなどです。あるいは調査で指摘されたことを二度と繰り返さないという意味でアフターケアの取組も実施していきたいと考えています。

「自発的な事後修正」とは、調査される前に対処していただくということ、多数の申告漏れが想定される事項について公表して、自発的な修正を促すということです。こうした修正申告については過少申告加算税が免除されることとなっております。

大企業だけでなく、中小企業、一般の納税者にもこうした取組を進めていただくには、関与されている税理士の皆さまとの協働が重要だと考えていますし、さ

らに税理士法三三条の二に基づく書面添付制度を活用し、意見聴取を充実させていきたいと思っておりますので、この場をお借りして是非ともご理解とご協力をお願いいたします。

また、来年からは「国外財産調査」という法定調査の提出をお願いすることになっていきます。これは、先ほど申し上げた自主開示という流れ、あるいは国際的な租税回避への対応の流れの一環と考えていただければよろしいと思います。

近年では、海外関係の取引がかなり自由に行えるようになったこともあり、個人の方でも国外へ財産を移転するような事例が多くなっています。財産が海外に移転すると、その先の動きがどうなっているか私どももよく分からなくなるといふ問題がありますので、納税者の皆さまから国外財産の保有について報告していただくという仕組みを設けたわけです。

提出をお願いするのは、年末時点で五〇〇〇万円を超える国外財産を保有する個人の方について、その財産の種類、数量、価額及び所在が記載された調査書、翌年の確定申告期限までに所轄の税務署に提出していただくこととなります。平成二十六年一月以降、提出が始まります。この仕組みには加算税の加重・軽減措置というユニークな制度が加わっており、

例えば国外財産に関連する所得等の申告漏れが事後的に発覚した場合、もし提出された国外財産調査に真正に記載してあった財産であれば、過少申告加算税あるいは無申告加算税が5%軽減されます。逆に、国外財産調査が提出されていない場合、あるいはきちんとして記載されていない場合、過少申告加算税あるいは無申告加算税が5%加重されます。

もちろん、国外財産調査自体の不提出や虚偽記載については刑事罰の適用もあり、一年以下の懲役または五十万円以下の罰金が科されます。ただ、この罰則は初年度には適用されず、一年後からの適用となっております。

このように、加算税の軽減、加重をインセンティブとして適正な調査の提出を促すことも、自発的な適正申告を導く一つのやり方ではないかと考えています。

Ⅱ 制度改正への対応

(1) 改正国税通則法への取組等

改正国税通則法施行後も概ね円滑に実施

続いて制度改正の話です。まず改正国税通則法への取組ですが、平成二十三年

度の税制改正で、①税務調査手続、②更正の請求期間の延長等、③処分の理由附記等が規定されました。

税務調査手続については、従来は調査を行う際は事前通知させていたが、あるいは調査を終了する時の説明、納税者から提出された物件を預かる際の手続などを運用上の取扱いとして行っていたわけですが、これを法令上明確化しました。

本年一月から施行されています。更正の請求期間については、従来の一年から五年に延長され、納税者の利便に資するものであると考えています。すでに平成二十三年十二月以降、法定期限が到来する部分から適用しています。

また、処分の理由附記に関しては、これまでも一部の処分については理由を附記していたものを、本年一月以降はすべての不利益処分理由理由附記を行うことが法定されました。ただし個人の白色申告者につきましては、来年一月の記帳・帳簿等保存義務の拡大とあわせて実施されることとなっています。

施行から約半年が過ぎたわけですが、現場ではかなりの事務量を投下して実施しております。今の

ところ、概ね円滑に実施されていると思います。

(2)改正消費税法への対応等

転嫁拒否防止の広報や相談体制を整備

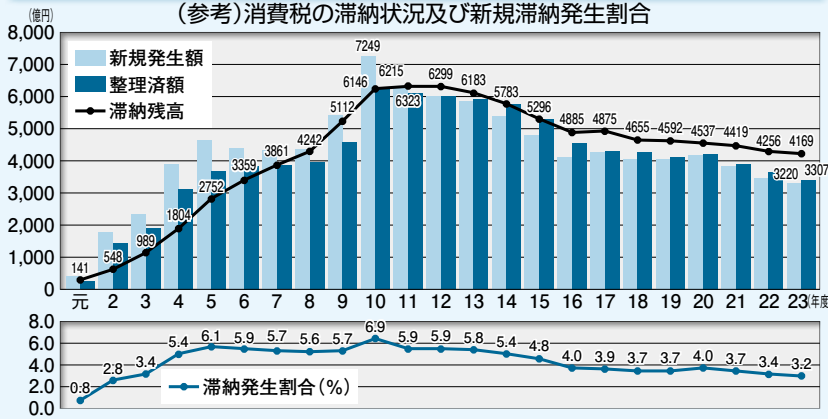
世間的には一番大きな関心事だと思いますが、続いては改正消費税法への対応

図4 円滑な実施に向けた国税庁の取組 (講演資料より)

(講演資料より)

- 関係省庁等と連携しながら、改正内容の広報・周知
- 転嫁や価格表示及び納付に関する相談等への適切かつ丁寧な対応
- 適正な課税の確保と消費税滞納の未然防止
- 滞納となった消費税は、滞納者個々の実情に即しつつ法令等の規定に基づき確実に徴収

(参考)消費税の滞納状況及び新規滞納発生割合



(注1)地方消費税を除く。(注2)滞納発生割合とは、徴収決定済額に占める新規発生額の割合を示す。

については、特に経過措置の問題と課税内容の周知をしていきます。転嫁や価格表示についても非常に関心が高まっていますので、転嫁や価格表示、納付に関する相談にも適切かつ丁寧に対応していきたいと考えています。

適正な課税の確保と消費税滞納の未然防止ですが、図4下にあるのが消費税の滞納状況のグラフです。バブル崩壊と時期が重なったこともあり、平成元年から十一年にかけて消費税の滞納・整理額がうなぎのぼりに増えています。平成十一年がピークですが、この時期から国税庁を挙げて滞納の未然防止と整理促進に取り組んでおり、例えば「集中電話催告センター」という、集中的・効率的に電話で催告を行い納付をお願いするシステムを導入したことで、滞納額をピーク時から三分の二程度まで減らすことができました。滞納の未然防止、あるいは整理促進に更に取り組んでいきたいと考えています。

についてです。ご存じの通り、昨年八月に社会保障・税一体改革関連法が公布され、原則として来年四月に消費税が三%増えて八%に、再来年十月にはさらに二%増えて一〇%となります。それまでに国税庁としてもできることから着々と準備していかねばなりません。

また、転嫁対策についても力を入れており(図5)、いわゆる消費税転嫁対策特別措置法(消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法)も十月から施行されます。

さらに、消費税の総額表示義務の特例に関して、総額表示義務自体は平成十五年改正により導入され、平成十六年四月一日から行われていますが、税率の変更にもなう事業者の方の事務負担を考慮し「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じている時に限り、税込価格、総額表示は要しない」ということとされています。引き続き、こうした特例措置の内容を広報・周知するとともに、納税者の相談にも関係省庁と連携してしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

(3) 社会保障・税番号制度への対応 申告書等への番号の記載が必要に

最後に、今年五月に関連法案が成立した社会保障・税番号制度についてご説明します。新聞やテレビなどのメディアでは個人番号のことが報道されていますが、実はこの番号制度では法人にも付

番されることになっており、法人については国税庁が付番機関となっています。一方、国税庁は付番機関と同時に、番号のユーザーとして活用する立場でもあるので、その活用方法についても考えていかなければなりません。

制度の概要を簡単に説明すると、個人番号は市町村長が住民票コードをもとに付番します。実際には、今後設置予定の地方公共団体情報システム機構が個人番号を生成し、市町村長が「通知カード」により通知することになります。そして、希望すればICチップの入った個人番号カードを受け取ることができ、これに対して法人番号は、会社法人等番号をもとにして付番したものを国税庁から通知させていただきます。番号の利用範囲については個人情報保護の観点から一定の制限があり、社会保障、税、災害時の生活者支援などに利用が限られています。ただし、こうした制限は実は個人番号だけに關するもので、法人番号について

図5 消費税率の引上げに伴う転嫁対策等について

(講演資料より)

消費税率の引上げに伴う転嫁対策等

- I 消費者・事業者に対する広報**
 - 社会保障・税一体改革の意義に加え、消費税は価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただく税であること等の広報
- II 転嫁拒否等の行為の防止等**
 - 独占禁止法・下請法の特例に係る立法措置
 - ・ 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置(独禁法よりも迅速な処理、下請法よりも広い保護対象を実現するための立法措置)
 - ・ 転嫁・表示カルテルの独占禁止法の適用除外
 - 転嫁拒否等に関する相談体制の整備
 - ・ 各省庁・地方支分部局、各都道府県に相談窓口を設置
 - ・ 政府共通の相談窓口(消費税価格転嫁等総合相談センター(仮))を内閣府に設置
 - ・ 公正取引委員会において中小事業者向けの移動相談会を実施
 - 転嫁拒否等の行為に対する調査等のための体制整備
 - ・ 公正取引委員会、中小企業庁、各業界の所管省庁に転嫁対策調査官(仮称)を設置し、転嫁拒否等を集中的に監視・取締り
 - ・ 内閣官房に消費税価格転嫁等対策推進室(仮称)を設置し、省庁間の情報交換を促すなど、司令塔機能を発揮
 - 事業者に対する転嫁状況に関する調査の実施
 - ・ 中小事業者が通報しづらいことを踏まえ、大規模小売店等を含め、これまでを大幅に上回る規模の書面調査を実施
- III 価格表示等に関する法制上の措置**
 - 消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する広告・宣伝等の禁止(いわゆる「消費税還元セール」等の表示の禁止)
 - 総額表示義務を限定的に弾力化(「本体価格+税」といった表示が可能)
 - 表示カルテルの独占禁止法の適用除外(再掲)

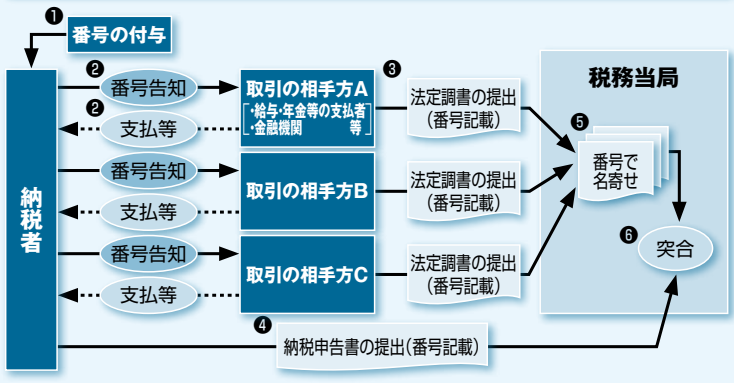
左記に基づく国税庁の主な対応

- 消費税の転嫁に関して講じた立法措置や支援措置をわかりやすく説明した事業者向けのパンフレット等を公正取引委員会、経済産業省(中小企業庁)及び財務省(国税庁)のそれぞれにおいて作成・配布する。
 - 消費税価格転嫁等総合相談センター(仮称)の国税庁分室を設置し、価格表示等に関する相談についてもスムーズに対応する。
 - 各税務署にも改正消費税法に関する相談窓口を設け、転嫁に関する相談についても適切かつ丁寧に対応する。
- 酒類業界の所管省庁として以下の対応を行う。
- 転嫁拒否事案等について、所管事業者を対象に、書面調査等による情報収集や調査を実施し、必要な指導を行う。
 - 転嫁拒否等の調査・指導の実務を担当する転嫁対策調査官を置く。
 - 総合相談センターの分室を各業界の所管省庁に設置するとともに、その相談内容について、転嫁対策調査官による調査等への適切な活用を図る。(「消費税還元セール」等の表示に対しても転嫁拒否等の調査・指導に準じた対応を図る。)
- 転嫁対策特別措置法に規定する総額表示義務の特例措置について、事業者が適切に対応できるよう、特例措置の内容を広報・周知するとともに、相談等にもしっかり対応する。

図6 「番号制度」を税務面で利用する場合のイメージ

税務面における「番号制度」とは、国民一人一人に一つの番号を付与し、
 (1)各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を「告知」すること
 (2)取引の相手方が税務当局に提出する資料情報(法定調書)及び納税者が税務当局に提出する納税申告書に番号を「記載」すること
 を求める仕組みである。

これにより、税務当局が、納税申告書の情報と、取引の相手方から提出される資料情報を、その番号を用いて集中的に名寄せ・突合できるようになり、納税者の所得情報をより的確に把握することが可能となる。



(講演資料より)

は利用範囲の制限がありませんので、場合によってはビジネスでの活用も考えられます。

では、税務の分野で具体的にどのような使われるかということですが、まずは税務当局に提出していただく納税申告書、法定調書といった税務関係書類にその提出者の番号を記載していただきます。また法定調書の対象となる金銭の支払等を受ける者についても番号を聞いていただき、その番号を記載していただくこととなります。これらの番号を用いることと

より、法定調書の名寄せ、申告情報との突合が容易になるわけです(図6)。

番号の利用開始時期は平成二十八年一月を予定しており、その場合、所得税については平成二十八年分の確定申告から、法人税については同年一月以降に開始する事業年度の申告書から番号の記載が必要となります。

マイポータルで過去の納税履歴等を確認

この番号制度の導入によって何ができるかといいますと、①所得把握の適正化・効率化、②納税者利便の向上の二つが考えられます。

所得把握については、税務当局に提出される書類に番号が記載されることにより法定調書の名寄せや申告書との突合がより正確かつ効率的に行えるようになります。番号制度の導入によって先ほど申し上げたICTの活用により、効率化が期待できるわけです。

そしてこの番号制度は、国税当局だけではなく納税者にとっての利便性向上にもつながります。例えば、住宅借入金等有する場合の特別控除に係る所得税の確定申告手続きの際には住民票を添付していたことになっていますが、番号制度の導入により、住民基本台帳ネット

ワークシステムを利用して住民票情報を電子的に確認できるので、住民票の添付を省略できます。また、一部の法定調書や支払調書についても、国と地方に提出していただいているものが、オンラインによる電子的提出をしていただくことにより、提出先を地方に一元化することが可能になると考えています。

さらに、内閣官房では情報提供等記録開示システム、いわゆる「マイ・ポータル」の制度設計を行っています。これが完成すれば、例えば自分の過去の申告や納付履歴に関する情報など、確定申告を行う際に参考になる情報を自宅のパソコン等から閲覧できるようにと考えています。

実際に利用できる時期については、番号の利用開始時期より遅くなる予定ですが、いずれにしてもこうした番号制度の導入やICT化によって、税務行政の効率化だけでなく、納税者にとっての利便性が今後益々向上することが期待されます。

今後も税務行政の効率化や納税者の利便性向上のため尽力してまいりますので、本日お集まりいただいた皆さまにもご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

—— 本講演は六月二十一日に行われたものです。

(構成/TKC出版 村井剛大)